

令和3年3月三種町議会定例会会議録

令和3年3月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長補佐	清水真	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	工藤一嗣	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘支所長	工藤伸也	山本支所長	後藤芳英	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	後藤誠	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- |      |          |   |
|------|----------|---|
| 第 1  | 議案第 1 号  | 令和 2 年度三種町一般会計予算の補正について                           |
| 第 2  | 議案第 2 号  | 令和 2 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について                 |
| 第 3  | 議案第 3 号  | 令和 2 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について                    |
| 第 4  | 議案第 4 号  | 令和 2 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について                   |
| 第 5  | 議案第 5 号  | 令和 2 年度三種町下水道事業会計予算の補正について                        |
| 第 6  | 議案第 6 号  | 三種町経営安定資金危機対策枠利子補給基金条例の制定について                     |
| 第 7  | 議案第 7 号  | 三種町総合計画等審議会条例等の一部改正について                           |
| 第 8  | 議案第 8 号  | 三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について             |
| 第 9  | 議案第 9 号  | 三種町使用料及び利用料徴収条例等の一部改正について                         |
| 第 10 | 議案第 10 号 | 三種町手数料徴収条例の一部改正について                               |
| 第 11 | 議案第 11 号 | 三種町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の一部改正について                 |
| 第 12 | 議案第 12 号 | 三種町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について                |
| 第 13 | 議案第 13 号 | 三種町介護保険条例の一部改正について                                |
| 第 14 | 議案第 14 号 | 三種町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 第 15 | 議案第 15 号 | 指定管理者の指定について（三種町志戸橋野地区活動拠点センター）                   |
| 第 16 | 議案第 16 号 | 指定管理者の指定について（三種町立児童館）                             |
| 第 17 | 議案第 17 号 | 指定管理者の指定について（三種町児童公園及び児童遊園地）                      |
| 第 18 | 議案第 18 号 | 指定管理者の指定について（三種町琴丘山村高齢者活動促進センター）                  |
| 第 19 | 議案第 19 号 | 指定管理者の指定について（三種町館村地区コミュニティ施設）                     |
| 第 20 | 議案第 20 号 | 指定管理者の指定について（三種町生活改善センター）                         |
| 第 21 | 議案第 21 号 | 指定管理者の指定について（三種町金岡地区農業担い手センター）                    |
| 第 22 | 議案第 22 号 | 指定管理者の指定について（三種町沢目地区むらの生活館）                       |
| 第 23 | 議案第 23 号 | 指定管理者の指定について（三種町多目的集会施設）                          |
| 第 24 | 議案第 24 号 | 指定管理者の指定について（三種町多目的研修集会施設）                        |
| 第 25 | 議案第 25 号 | 指定管理者の指定について（三種町山口地区農作業準備休養施設）                    |

- 第 2 6 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について（三種町活性化施設）
- 第 2 7 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について（三種町琴丘コミュニティセンター）
- 第 2 8 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について（三種町琴丘地区集会所）
- 第 2 9 議案第 2 9 号 三種町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について
- 第 3 0 議案第 3 9 号 財産の取得について（中学校教師用教科書・指導書・指導用教材）
- 第 3 1 予算特別委員会の審査報告
- 第 3 2 議案第 3 0 号 令和 3 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
- 第 3 3 議案第 3 1 号 令和 3 年度三種町一般会計予算について
- 第 3 4 議案第 3 2 号 令和 3 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 第 3 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 6 議案第 3 4 号 令和 3 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について
- 第 3 7 議案第 3 5 号 令和 3 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- 第 3 8 議案第 3 6 号 令和 3 年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第 3 9 議案第 3 7 号 令和 3 年度三種町水道事業会計予算について
- 第 4 0 議案第 3 8 号 令和 3 年度三種町下水道事業会計予算について
- 第 4 1 陳情付託委員会の審査報告
- 第 4 2 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 4 3 三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 第 4 4 閉会中の継続調査の件

議長 金子芳継は、令和 3 年 3 月 1 2 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

**議 長**（ 金子芳継 ）

おはようございます。

本日の出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

本日の日程について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

**議会運営**（ 工藤秀明 ）

**委員長**

おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第 3 号のとおり、既に上程、付託されております議案及び陳情の審議のほか、町長提出の議案 1 件を追加上

程することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げて、報告といたします。

議 長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1．議案第1号「令和2年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第1号「令和2年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第2号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第2号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第3号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第3号「令和2年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第4号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号「令和2年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第5号「令和2年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号「三種町経営安定資金危機対策枠利子補給基金条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第6号「三種町経営安定資金危機対策枠利子補給基金条例の制定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号「三種町総合計画等審議会条例等の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第7号「三種町総合計画等審議会条例等の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、清水議員。

6番（清水欣也）

この条例案に対しては、まず、適当にお茶を濁したと、そういう感じがいたします。今回の問題の大きさと、それから、それに派生したいろいろな問題と、それから、今回のこの金額と責任の多寡を、軽重を比較考慮した場合、私は非常に少ない金額だと、そう思っています。事の重大さと比較考慮した場合のこの金額ですけれども、非常に低い金額だと、そう思っておりますが、町長はいかが、どう思っていますか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

確かに今回の問題の大きさ、そういうところを一応鑑み、自ら申し出たものでありますけれども、一応報酬審議会にお諮りして決定をいただいたところでありまして、その意見を尊重してまいりたいと考えております。

議 長（金子芳継）

6番、清水議員。

6番（清水欣也）

いや、審議会を隠れみにしないでください。審議会に答申したのは、町長でしょう。町長の案がこの審議会に行ったわけですから、審議会は受け身です。町長が、私はこれだけの責任はありますという、そういう諮問をして、それでいいかどうかというのを判断しただけの話です。金額の多寡に、額そのものについては、私は決定する、できるような立場じゃないので、何ぼ何ぼが適当だというふうには申し上げられませんが、問題の重要さと比較考慮した場合には、これはどうなのかという、そういう気持ちは私は抱いているということです。これがまず1つ目の問題です。

それから、2つ目の問題であります。これが今回の問題の一番焦点になると思いますが、副町長よりも町長のほうが金額、あるいは、その月数これが低いというのは、どういうことなんでしょうか。まず、その理由をお聞きいたします。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

指名審査委員会の委員長が副町長だということで、そちらの関係もありま

した。それで、監督する私の処分も同等がいいのかという思いもありましたが、話し合った結果、少し差をつけたほうがということで、そのような判断をさせていただきました。この点に対しては、十分反省した上での対応とさせていただきますので、何とぞご理解をいただければありがたいと思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

いや、理解できませんね。はっきり言いまして、今回の問題は、副町長は犠牲者でしょう。私は今までずっと追及してきましたが、心の中では、副町長は非常に気の毒だと思ってずっとここまできました。越権行為をさせたのは誰かということなんです。それは町長、あなたでしょう。それが副町長の責任の度合いを多くして、自分は少なくするなんて、そんなのはひきょうです。潔く責任を果たすつもりだったら、あなたが一人で責任をかぶるぐらいの気持ちでないと誰があなたに加勢しますか。私はずっとこれを見て、町長、潔く自分一人で責任を取りなさいよって私はそう思っていました。ところが、副町長が責任が多いという形を取っているわけです。こんなひきょうなことってありますか。副町長は犠牲者ですよ、言ってみれば。あなたは、私は越権行為をさせたつもりはない、私は何も知らなかったと言うかもしれませんが。誰がそんなことを信用できますか。あなた、ちゃんと書類に決裁しているじゃないですか。それで何も分からなかった、副町長が一人で越権行為をしたなんて、そんな話が通りますか。教育長だってちゃんと見て決裁しているんだから。私は、これは町長自ら潔く「私一人で責任を負います。そういう形をここに表したいと思って、この数字を持ってきました」だったら、そうか、分かったとなるはずだった。あるいは、そうして私はしゃべりたかった。ところが、何ですか、このごまは。越権行為をさせたのは、あなたですよ。これがこの問題のこの部分の結論です。町長、あなたのほうが副町長よりも責任の度合いが多いという形をこの条例の中で示していただけませんか。今はこれでもいいです。来月またやってください。それでないと、皆さんはどうか知りませんが、私は納得しません、これには。男らしくないですよ、町長。

議 長 （ 金子芳継 ）

いいですか。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに責任の重さは十分感じております。ただ、これまで清水議員の質問にも答えてきているとおりでありますので、このたびはこういうような対応をさせていただいたというのが、私どもの立場でございます。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。



6 番 ( 清水欣也 )

それでは、3 番目に入ります。

報酬審議会に諮問したということですのでけれども、私、これは非常におかしいと思っているんです。なんで町長の責任の度合いによって金額が決まりますからね。責任が多いと判断した場合は、ペナルティーの金額も高くなるわけだ。私は、あなたの責任の度合いを審査会に諮って、私の責任の度合いは、このくらいでいいでしょうかなんて審査会にかけるものですか。審査委員会の権限ではないでしょうか。そう思いませんか。審査委員会があなたの責任の度合いを審査するんですか、この審査委員会というのは。おかしい話ではないですか。審査委員会の運営誤りでしょうか、これは。審査委員会の審査対象ではないです、これは。そう思いませんか。

議長 ( 金子芳継 )

町長。

町長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

今回の処分について、しかるべき手続を取って、このような対応をさせていただいたと思っております。

議長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

審査委員会にこれにかかるのは、おかしいでしょうと言うの。あなたが自ら、私はこういう責任を負いますと、あなた一人で提案してくれと。町長提案でしょうという形にならないとおかしいんじゃないか。そういう意味です。審査委員会が、あなたの責任の度合いを決めるという、そういう権限なんてないじゃないですか。そういうことを言っているんです。

議長 ( 金子芳継 )

総務課長。

総務課長 ( 石井靖紀 )

お答えいたします。

三種町特別職報酬等審議会条例がございまして、町長及び副町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、当該審議会報酬等の額について、審議会の意見を聞くということになっておりまして、それに基づいて審議会を開催しております。

議長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

それは一般論的見解ですよ。その中で、こういうものも審査委員会にかけるんですかと言っている。確かに議長と非常勤職員の報酬を決める場合は、審査会にかけることになっている条例けれども、その審査会にかけるものの対象ではないでしょうかと私、言っている。意味は分かりますか。なぜかと

いうと、町長の責任はこのぐらいある、だからこのぐらい報酬を減らさなければ駄目だ。それを審議会が決定する権限があるのかどうか。それを諮問すること自体がナンセンスだと言っているんです。町長自らが議会に提案するべきものでしょうと言っているの。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

審議会で決定したわけではございませんので、それが適正かどうかということをお答申したということになります。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

だから、適正かどうかということをお審査会に諮ることがおかしいでしょうと言っているの、最初から。だから、審査会で受け入れる対象の業務ではないでしょうと言っているの。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

いずれ、第2条にあります給料の額に関する条例を議会に提出する場合は、審議会を開くということになっておりますので、それに基づいて開催していることとなります。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

だから、今回の場合は、そういう対象ではないんでしょうと、審査会にかけるような案件ではないでしょうと言っているの。それでは、もっと言いますと、じゃあ、その審議会が適当かどうかを審議する際に、この事件の内容を知らないとできませんよ。9人の審査委員がいるわけですけども、9人の方々が、今まで何年間も議論してきたこの入札問題の実際の中身を分かっているこれを審査するんですか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

審査会におきましては、この経緯に至った公告の変更と内容、それから、平成31年3月の契約議案での質疑内容等、全て説明しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金子芳継）

6番。

6 番 ( 清水欣也 )

それだったら、こちら側の意見も聞かなければ中立的な判断ができないじゃないですか。言ってみれば被告側の話だけを聞いて、原告側の話を聞かないんですか。それでこれ、いいとか、悪いとか、そのとおり、町長の提案したこれが正しいとか、正しくないとかがこれ分かるわけ。

議 長 ( 金子芳継 )

総務課長。

総務課長 ( 石井靖紀 )

お答えいたします。

今回は、町長からの減額についての諮問でございますので、それがこのような案件に対しての減額が、まず妥当かどうかを審査して答申するものでございますので、条例に上がった額で、まず議会の承認を得るか、得られないかということになると思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

その金額が適当かどうかという判断をするんですよ、ここで。その金額というのは度合いの問題、責任の度合いなんです。その裏には根拠として、その責任の内容、度合いを何で判断しますか。問題の内容でしょう。その内容を9人の方々が朝、当日発令されて、当日資料を見せられて、審査時間はどのくらいありますか。1時間もないでしょう。当日発令されて、役場に来て、資料をぼっと見せられて、はい、どうですか。はい、これはオーケーですとそれで終わって、その瞬間解任になって、そんな審査会の、それが審査会の仕組みなんです。朝発令される。役場に来る。資料を渡される。はい、これでいいです。はい、散会。それで終わりですよ。こういう審査会が、こういう大きな問題をどうやって判断できるんですかという話。もしそれが、あなた方がいろいろお供のあなたたちの都合を説明したとなったら、それだったら、こちら側の説明も聞かないとその審査会は本当の判断ができないでしょうと言っているの。そういうことをいろいろ考えれば、この問題というのは、この審査会にかけるような案件ではないと。町長自ら自分の責任を果たすと表明するんだったら、あなた自ら提案してきて、議会にかければいいんですよ。それが筋じゃないですかと言っている。いかがですか。

議 長 ( 金子芳継 )

総務課長。

総務課長 ( 石井靖紀 )

お答えいたします。

いずれ、先ほど申し上げたとおり、町長自ら報酬を下げるとしても審議会にかけなければならないという条例になっておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

6番。

6番 ( 清水欣也 )

この問題は、公契約執行妨害、職権乱用罪、刑法のですよ。それから、いわゆる官製談合防止法の禁止行為、これに違反する疑いが濃厚なわけです。それで、非常に大きな問題になって、結果的にどういうことが起こりましたか。そういう問題が、審査会でできるわけがないじゃないですか、1時間未満の審査で。こういう深い問題が。それで、この審査委員会が、はい、提案されたのが適当でございます。町長1か月、副町長は2か月。判断できるんですか。質問を終わります。

議長 ( 金子芳継 )

ほかに質疑ありませんか。14番、安藤賢藏議員。

14番 ( 安藤賢藏 )

今、清水議員が大体のことをお話したんですが、さきの一般質問において、清水議員があのような質問をして、かなり私も深く分かるようになったんですけども、指名から外された会社には、当三種町の従業員もいるし、その家族、いろいろと町に深く関わった業者であることは間違いのないと思います。副町長が越権行為だと自ら認めて、こういうことになったから、副町長は町長よりも重い減俸ということは、おおむね分かるんですけども、地元の新聞にも書かれたとおり、五、六万円の給与を返上したから、それでいいと、新聞社には社説はなかったんですけども、非常に軽い懲罰であるということを書かれていなかったけれども、酌み取れる内容だったと思います。私は、町長はまず、この町の完全なトップですから、町長はやっぱり免れないと思います。この程度では、町民も関係者も納得しないのではないのでしょうか。もう少し考えて条例を提出すべきだと思います。

以上、終わります。

議長 ( 金子芳継 )

答弁ありますか。ほかに質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。6番、清水議員。

6番 ( 清水欣也 )

私は、この条例案に反対をいたします。なぜかという、先ほども申し上げましたが、町長の責任の度合いが非常に小さいということと副町長と町長との責任のバランスが取れない、そういうこと、それから、3つ目の審査会の審査が、こんな審査はあり得ない、いいかげん。審査委員会を追認機関となっているじゃないですか。まさに追認機関です。それで、先ほど私、申し上げませんでしたけれども、12月の議会で町長は、この問題については、私が一番責任があります、そういうふうに答弁しているんです。議事録を見てください。私が一番責任があります。これについて、どういう責任を取っ

たらいいか。後で、これから後に検討したいと思いますと、こういう答弁をしているんです。あなたが一番責任があるんです。副町長ではないんです。ですから、そのように言っていながら、実際に出てきたのは、副町長が1番、私が2番、こんな条例は、約束違反じゃないですか。これはとても認めるわけにはいきません。よって、反対をしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかに討論ありませんか。5番、児玉議員。

5番 ( 児玉信長 )

私は、特別報酬審議会が、これが妥当だという結論に達したことに対して、何ら異議を申し立てることはありません。賛成でございます。

以上でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかに反対討論ありますか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第8号「三種町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、原案に反対とみなします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 金子芳継 )

ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号「三種町使用料及び利用料徴収条例等の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第9号「三種町使用料及び利用料徴収条例等の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第10号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号「三種町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第11号「三種町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号「三種町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

- 議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第 1 2 号「三種町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 1 3. 議案第 1 3 号「三種町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第 1 3 号「三種町介護保険条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 1 4. 議案第 1 4 号「三種町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第14号「三種町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第15. 議案第15号「指定管理者の指定について(三種町志戸橋野地区活動拠点センター)」から、日程第28. 議案第28号「指定管理者の指定について(三種町琴丘地区集会所)」までの14件は、いずれも指定管理者の指定に関する件であるため、一括して議題といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

本案については、地方自治法第117条の規定により、15番、小澤高道議員の退場を求めます。

本案14件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

15番、小澤高道議員の入場を許します。

これより順次、討論・採決を行います。

日程第15. 議案第15号「指定管理者の指定について(三種町志戸橋野地区活動拠点センター)」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第15号「指定管理者の指定について(三種町志戸橋野地区活動拠点センター)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号「指定管理者の指定について(三種町立児童



館)」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第16号「指定管理者の指定について(三種町立児童館)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号「指定管理者の指定について(三種町児童公園及び児童遊園地)」を議題といたします。

本案に対する討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第17号「指定管理者の指定について(三種町児童公園及び児童遊園地)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号「指定管理者の指定について(三種町琴丘山村高齢者活動促進センター)」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第18号「指定管理者の指定について(三種町琴丘山村高齢者活動促進センター)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第19号「指定管理者の指定について(三種町館村地区コミュニティ施設)」を議題といたします。

本案に対する討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第19号「指定管理者の指定について(三種町館村地区コミュニティ施設)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第20号「指定管理者の指定について(三種町生活改善センター)」を議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、15番、小澤高道議員の退場を求めます。

本案に対し、討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第20号「指定管理者の指定について(三種町生活改善センター)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

15番、小澤高道議員の入場を許します。

小澤高道議員にお知らせいたします。

議案第20号については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第21号「指定管理者の指定について(三種町金岡地区農業担い手センター)」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第21号「指定管理者の指定について(三種町金岡地区農業担い手センター)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2. 議案第 2 2 号「指定管理者の指定について（三種町沢目地区むらの生活館）」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 2 2 号「指定管理者の指定について（三種町沢目地区むらの生活館）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 2 3 号「指定管理者の指定について（三種町多目的集会施設）」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 2 3 号「指定管理者の指定について（三種町多目的集会施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4. 議案第 2 4 号「指定管理者の指定について（三種町多目的研修集会施設）」を議題といたします。

本案に対する討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 2 4 号「指定管理者の指定について（三種町多目的研修集会施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 4 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第25. 議案第25号「指定管理者の指定について（三種町山口地区農作業準備休養施設）」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第25号「指定管理者の指定について（三種町山口地区農作業準備休養施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第26号「指定管理者の指定について（三種町活性化施設）」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第26号「指定管理者の指定について（三種町活性化施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第27号「指定管理者の指定について（三種町琴丘コミュニティセンター）」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第27号「指定管理者の指定について（三種町琴丘コミュニティセンター）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第28号「指定管理者の指定について（三種町琴丘地区集会所）」を議題といたします。

本案に対し、討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第28号「指定管理者の指定について（三種町琴丘地区集会所）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第29号「三種町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、清水議員。

6番（清水欣也）

この中の、いわゆる収入見込み、それから、支出見込み、これも添付されております。それで、この収支計画の、特にその中の166ページの歳出、令和3年度から令和7年度の支出計画、通し計画といえいいですかね。この中で特に普通建設費があります。これはご覧のとおり、平成5年から6年度、7年度、この金額が非常に大きいのは、これはいわゆる統合再編計画の通し経費ということなんですけれども、この数字は常にこれから変わり得る数字と捉えていいんですね。固定されたわけではないでしょうから。常に動いていくという、このとおりに行くわけじゃないんですから、実際は。そう考えていいんですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

現在での計画でございますので、この点については、変わることもあり得ると思われま。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

そこで、なぜ聞いたかということ、昨日の私の一般質問で、再編計画を再検討するというような結論になりました。そうすると、したがって、この数字も必然的に変わってくるでしょうから、そのときはまた、変更計画を提出すればいいわけですね。ということになりますね。そういうことで、ここは変わり得るんだということになりましたということで、賛成をいたします。

- 議 長 ( 金子芳継 )  
ほかに質疑ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第 29 号「三種町まちづくり計画 (新町建設計画) の変更について」  
を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決さ  
れました。  
日程第 30. 議案第 39 号「財産の取得について (中学校教師用教科書・  
指導書・指導用教材)」を議題といたします。  
本日、追加提案された議案をご準備下さい。  
町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町 長 ( 田川政幸 )  
それでは、本日追加提出いたしました議案第 39 号、財産の取得議案につ  
いてご説明いたします。  
令和 3 年 4 月から、学習指導要綱の改訂により、中学校において新しい指  
導内容が盛り込まれた教科書が使用されることとなり、これに伴う教科書、  
指導書等を購入するものであります。  
契約の相手方は、能代市の合資会社一長堂、代表社員嶋田マサ氏で、契約  
金額 7, 325, 237 円、納入期限を令和 3 年 3 月 31 日とする購入契約  
を締結するものであります。  
以上が、本日追加提案した議案の概要でありますので、議員の皆様には、  
よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長 ( 金子芳継 )  
町長の提案理由の説明を終わります。  
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )
- 議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第39号「財産の取得について（中学校教師用教科書・指導書・指導用教材）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

換気のため、10分間休憩します。11時10分、開会します。

午前11時00分 休憩

-----  
午前11時11分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第31. 予算特別委員会より審査報告を求めます。予算特別委員長。3番。

予算特別（伊藤千作）

委員長

本委員会に審査を付託されました令和3年度当初予算議案につきまして、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

議案第30号「令和3年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」から議案第38号「令和3年度三種町下水道事業会計予算について」までの9議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会は、議案第31号に対し、次の意見を付すことといたしました。

「宿泊費助成金は、町民にも使いやすい仕組みづくりがされることを望む。」

以上で、審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

以上で、予算特別委員長の報告を終わります。

日程第32. 議案第30号「令和3年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第30号「令和3年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33. 議案第31号「令和3年度三種町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。10番、大澤和雄議員。

10番 ( 大澤和雄 )

令和3年度一般会計予算についてであります。洋上風力発電について触れられておりますけれども、景観、電波障害、渡り鳥、漁業への影響を懸念する意見が出ております。町としても参加に前のめりになるのではなく、町民が納得できるメリット等の情報を示すべきであります。また、町長の施政方針で、情報通信技術を活用した行政手続のデジタル化を推進すると述べておりますけれども、これは監視社会を本格化させ、憲法第13条が保証するプライバシーを侵害する恐れがあるものであります。したがって、令和3年度一般会計予算に反対をいたします。

以上であります。

議長 ( 金子芳継 )

ほかに討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第31号「令和3年度三種町一般会計予算について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 金子芳継 )

ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34. 議案第32号「令和3年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。10番、大澤和雄議員。

10番 ( 大澤和雄 )



令和3年度国民健康保険特別会計予算についてでありますけれども、国、自治体が予算を組む最大の目的は、住民の命と健康、暮らしや権利を守ることです。国保加入者は、低所得の方が多く、また、保険料に事業主負担がないこと等で保険税の負担が重なっております。したがって、町は軽減負担により努めるべきと考えております。したがって、こうした理由によって、令和3年度国民健康保険事業勘定特別会計予算について反対をいたします。

以上であります。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかに討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第32号「令和3年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 金子芳継 )

ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35. 議案第33号「令和3年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第33号「令和3年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36. 議案第34号「令和3年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第34号「令和3年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37. 議案第35号「三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第35号「令和3年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38. 議案第36号「令和3年度三種町温泉事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第36号「令和3年度三種町温泉事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第39. 議案第37号「令和3年度三種町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第37号「令和3年度三種町水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第40. 議案第38号「令和3年度三種町下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第38号「令和3年度三種町下水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41. 陳情付託委員会より審査報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 ( 堺谷直樹 )

それでは、産業建設常任委員会に付託されておりました陳情につきましては、3月1日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって経済情勢や雇用環境が悪化しており、中小企業経営者においては雇用を守ることが最優先課題と思われ、また、最低賃金の引上げに関しては地域の実情を踏まえ、各都道府県の最低賃金審議会や労働局で慎重に議論されるべきものと判断し、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議 長（金子芳継）

産業建設常任委員長の報告を終わります。  
ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。  
日程第42. 陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」を議題といたします。  
本件に対する討論を行います。討論ありますか。  
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。  
陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。  
この表決は、起立によって行います。  
なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。  
本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議 長（金子芳継）

起立なしであります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。  
日程第43. 「三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙について」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、議長による指名推薦で行うことに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
三種・八峰養護老人ホーム組合議会の議員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました三浦 敦議員が、三種・八峰養護老人ホーム組合議会の議員に当選されました。

当選人が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、口頭で告知します。

当選人は、その場で就任の挨拶をお願いします。1番、三浦 敦議員。

1番 ( 三浦 敦 )

在任期間中、頑張ります。

議長 ( 金子芳継 )

日程第44. 閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年3月三種町議会定例会を閉会いたします。

-----  
午前11時29分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長      金 子 芳 継

三種町議会議員      高 橋      満

三種町議会議員      工 藤 秀 明